

岩手県告示第455号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成27年岩手県告示第219号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成28年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手県全域
- 2 実施した期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）